

○自己点検・評価委員会専門部会

(数理・データサイエンス・AI教育プログラムリテラシーレベル) 規程

(制定 令和5年3月1日)

(設置)

第1条 近畿大学自己点検・評価委員会規程（以下「委員会規程」という。）第6条に基づき、近畿大学自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）に自己点検・評価委員会専門部会（数理・データサイエンス・AI教育プログラムリテラシーレベル）（以下「部会」という。）を置く。

(目的)

第2条 部会は、文部科学省が定める「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度」に基づく認定プログラム（以下「プログラム」という。）について、継続的に自己点検・評価を行うことを目的とする。

(構成員)

第3条 部会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 全学共通教育機構長

(2) その他委員会委員長が指名する者

2 部会長は、前項に定める構成員のなかから委員会委員長が指名する。部会長の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 部会長が必要と認めたときは、部会に構成員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(審議事項)

第4条 部会は、次の事項を審議する。

(1) プログラムに関する履修学生への調査に関する事項

(2) 前号の結果に基づく学生の理解度調査に関する事項

(3) 数理・データサイエンス・AI教育の全学的な普及・整備に関する事項

(4) プログラムに関する自己点検・評価の結果に係る公開・発信に関する事項

(事務)

第5条 部会に関する事務は、大学運営本部大学院・共通教育学生センターが行う。

(雑則)

第6条 この規程に定めるほか、部会に関する必要な事項は、部会の議を経て定める。

附則

この規程は、令和5年3月1日から施行する。